

令和4年4月21日
庁舎整備担当部
庁舎管理担当課

議会の委任による専決処分の報告
(自動車損傷事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

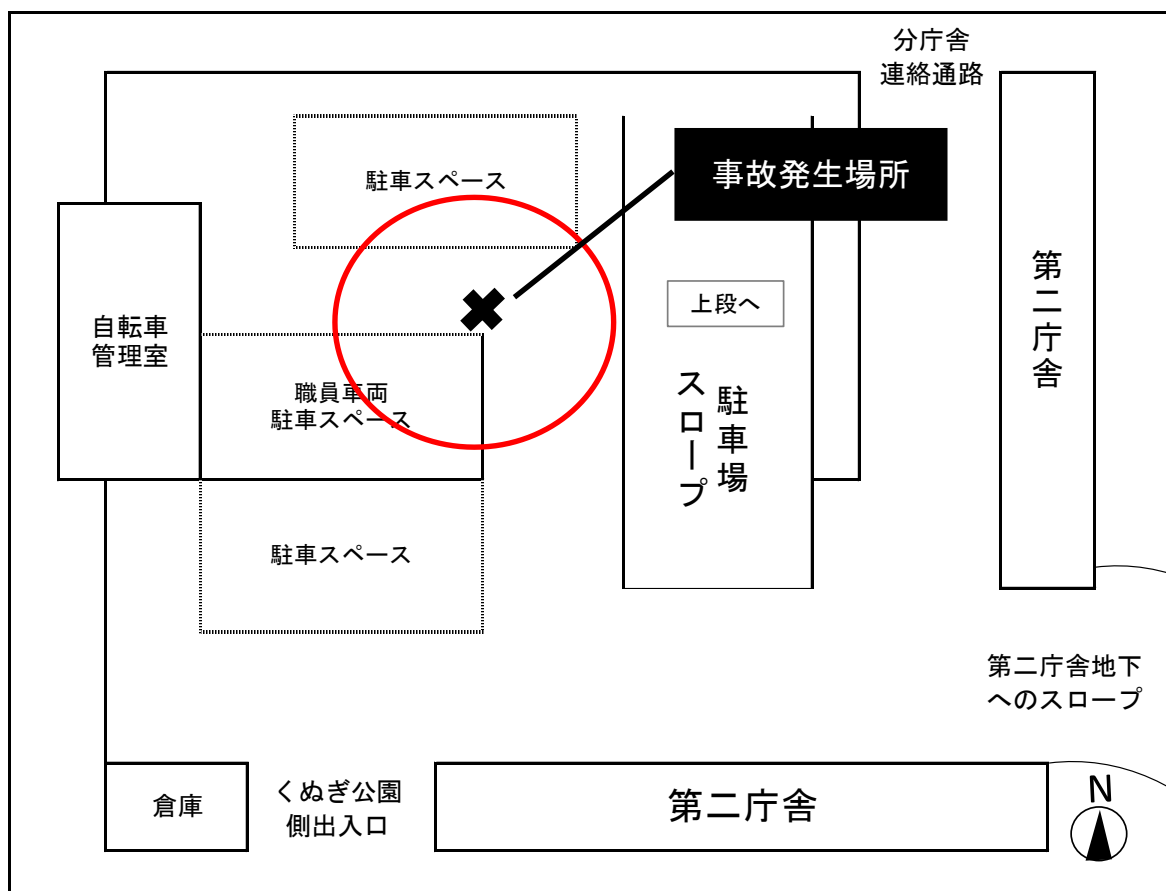
- (1) 発生日時 令和4年3月10日(木) 午前8時23分頃
(天気:晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区役所第二庁舎地下駐車場内
(世田谷区世田谷四丁目22番)
- (3) 相手方 乙 (██████████) 在住)
- (4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)が管理する世田谷区役所第二庁舎地下駐車場内において、乙が運転する車両が左折し通過する際に、側溝のグレーチング蓋が跳ね上がったことにより、車両底部のアンダーカバーが損傷した。なお、自走は可能であった。
- (5) 損傷の程度 甲 人身:なし
物損:なし
乙 人身:なし
物損:車両底部のアンダーカバー破損
- (6) 過失割合 甲 10割

2 乙への損害賠償額 12,001円

3 専決処分日 令和4年4月15日

位置図

○第二庁舎地下駐車場内



事故現場詳細図

